

令和7年度 熱中症予防対策セミナー

令和7年5月29日、6月5日
建設業労働災害防止協会福岡県支部
福岡産業保健総合支援センター
福岡労働局

熱中症とは？

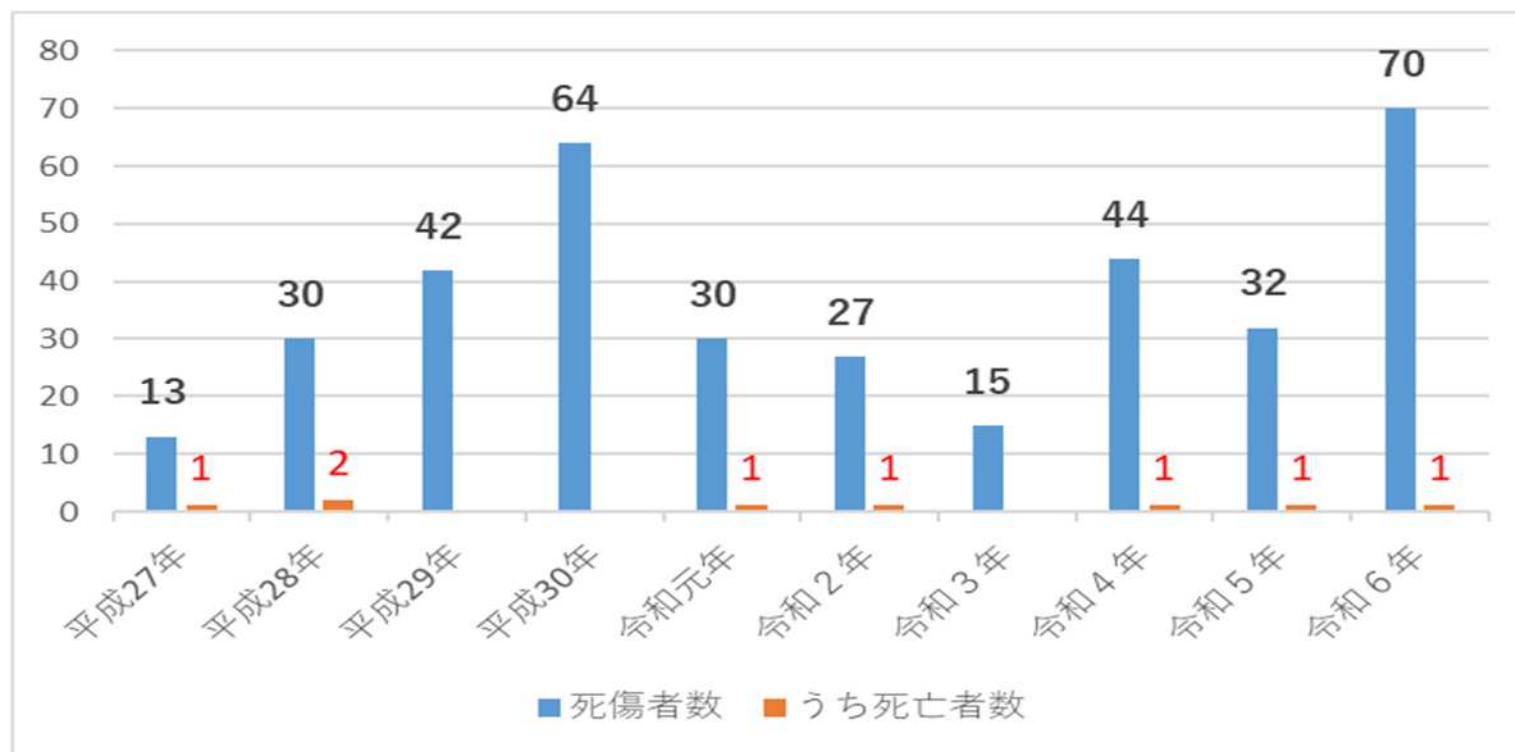
熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。

屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

（厚生労働省HP.「熱中症予防のための情報・資料サイト」より）

熱中症の労働災害発生状況

(福岡県、H27～R6年)



熱中症の労働災害発生状況

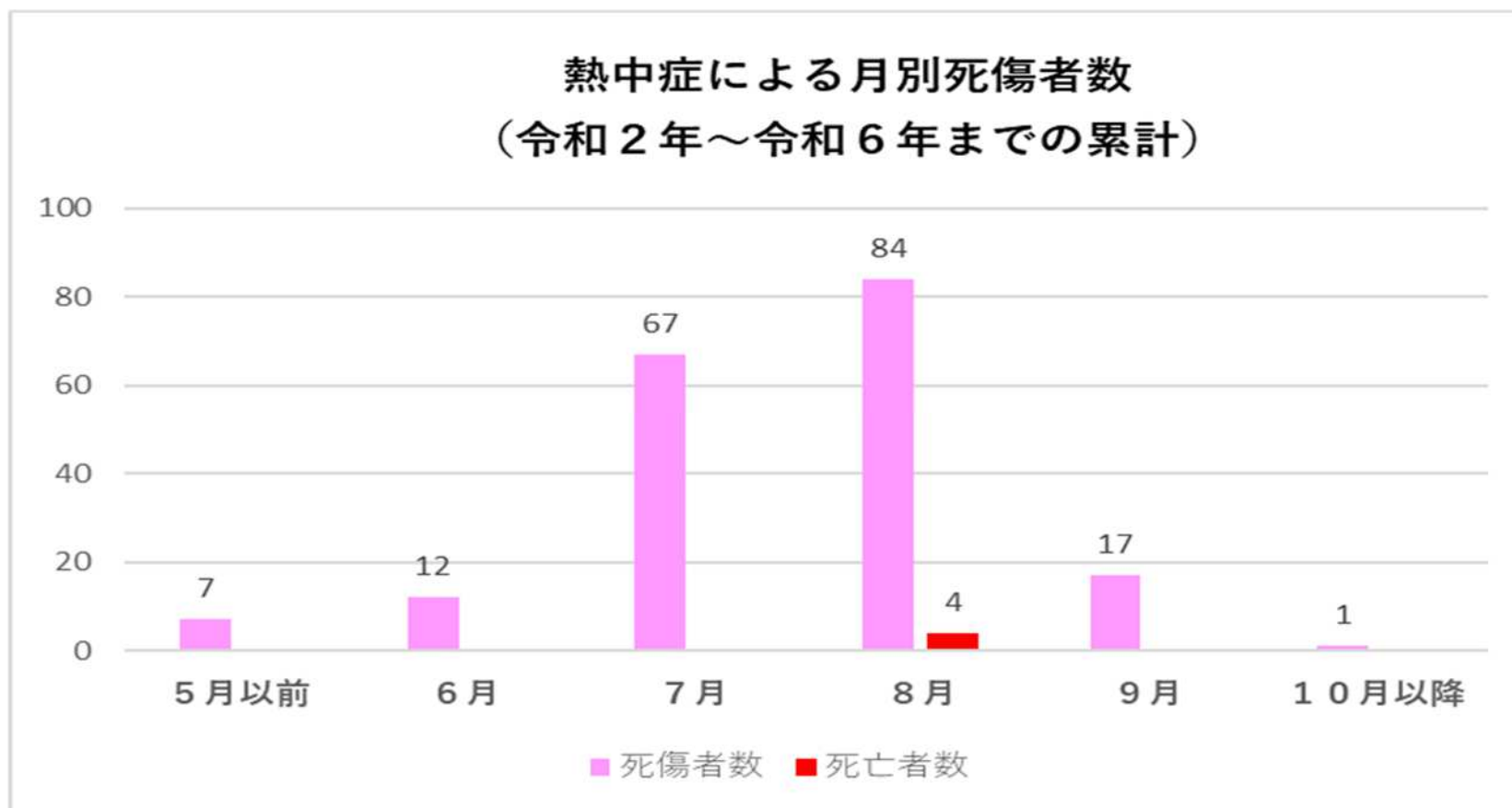
(福岡県、R 2 ～ 6 年)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	ビルメン テナンス	農業	その他	計
令和 2 年	7	4	3		2	1	1	9	27
					<i>1</i>				<i>1</i>
令和 3 年	1	3	2	1	5		1	2	15
									<i>0</i>
令和 4 年	7	9	5	5	6	2		10	44
				<i>1</i>					<i>1</i>
令和 5 年	9	5	2	1	6	3		6	32
		<i>1</i>							<i>1</i>
令和 6 年	13	15	8	10	7	1	1	15	70
								<i>1</i>	<i>1</i>
計	37	36	20	17	26	7	3	42	188
	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>1</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>4</i>

労働者死傷病報告より、下段斜体字は死者数（内数）

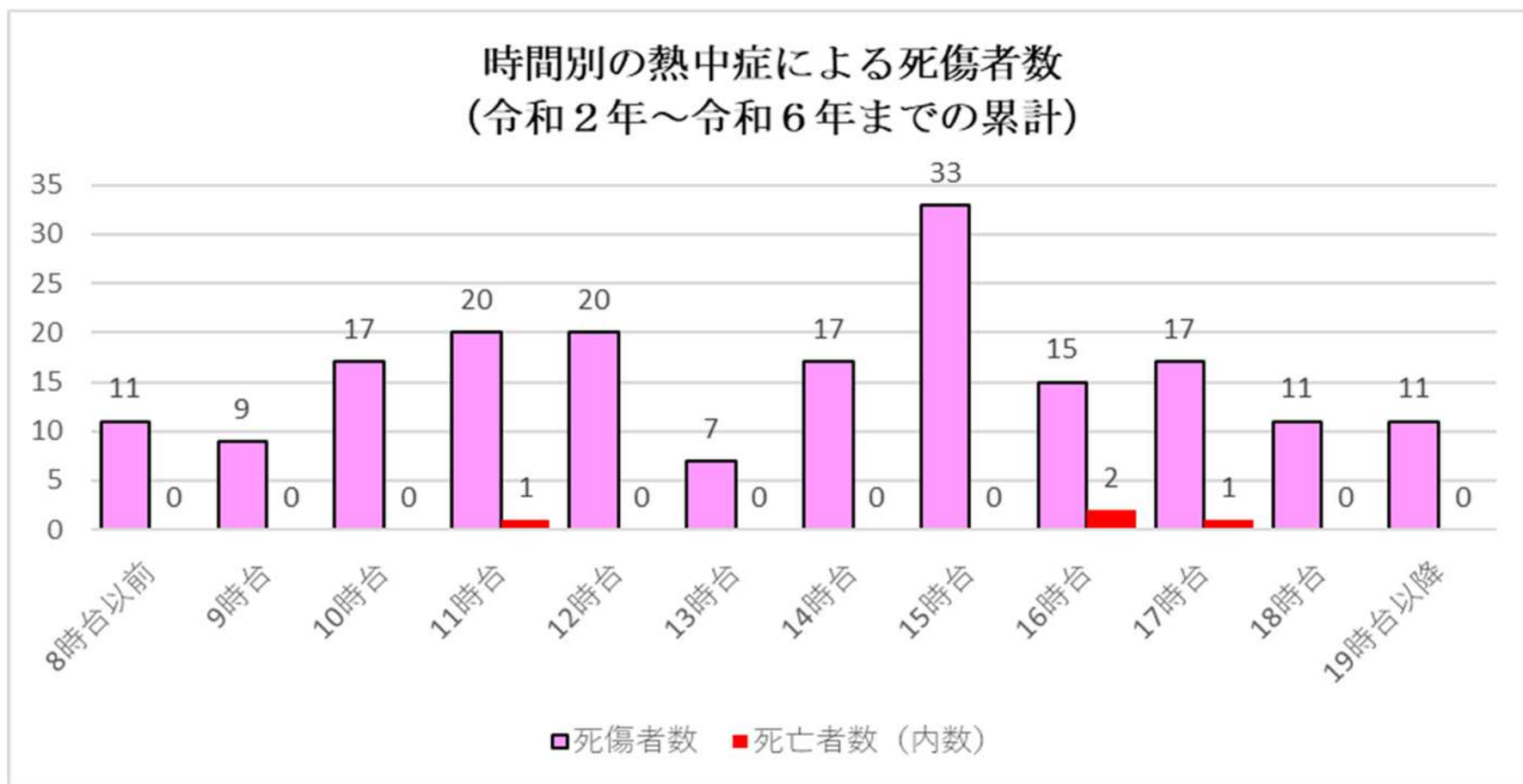
熱中症の労働災害発生状況

(福岡県、R 2 ~ 6 年)



熱中症の労働災害発生状況

(福岡県、R 2 ~ 6 年)



熱中症死亡災害事例（令和2～6年）

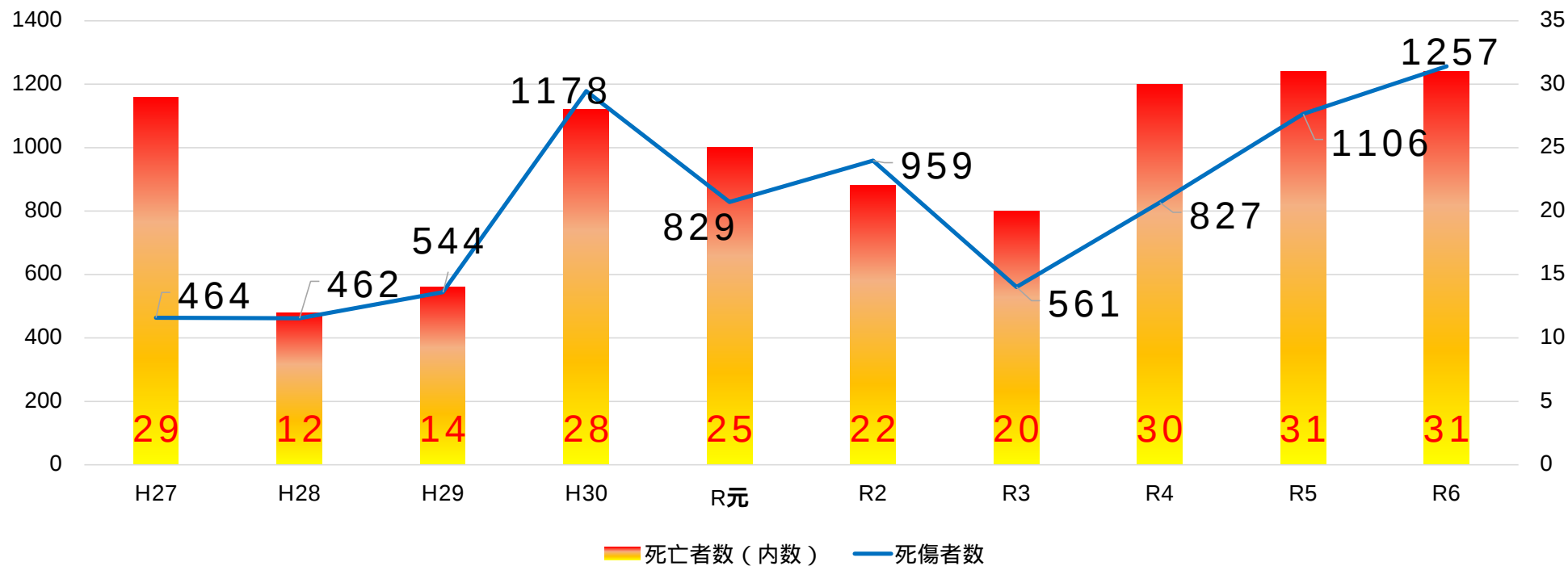
	発生月	時間帯	業種	労働者数	年齢・性別	発生状況
令和6年	8月	16～17	陸上貨物取扱業	100～299	40代男性	被災者は、事業場倉庫内で部品の詰め替え作業に従事していたが、休憩中に手の痙攣などが認められ、屋外に出て突如走り出し転倒した。口から泡を吹きいびきをかいている状態であったため救急搬送されたが、熱中症で死亡した。
令和5年	8月	17～18	製造業	50～99	30代男性	工場での作業を終えた被災者が、夕方自転車で帰宅していた。路上で倒れていた被災者が近くの農業従事者に発見された。
令和4年	8月	16～17	警備業	30～49	60代男性	建築工事現場にて朝8時頃から雑踏警備作業を行っていた。終業後熱中症で倒れ、翌日死亡した。
令和2年	8月	11～12	小売業	10～29	50代男性	被災者はトラックで客先（他社）の作業場へ移動し、高気温の中で積荷を降ろす作業を行っていたところ、体調の不良を訴えた。被災者は作業を終え、自社に戻るためトラックに乗り込んだが、車内で倒れていたところを客先の代表者に発見された。

熱中症労働災害の発生傾向

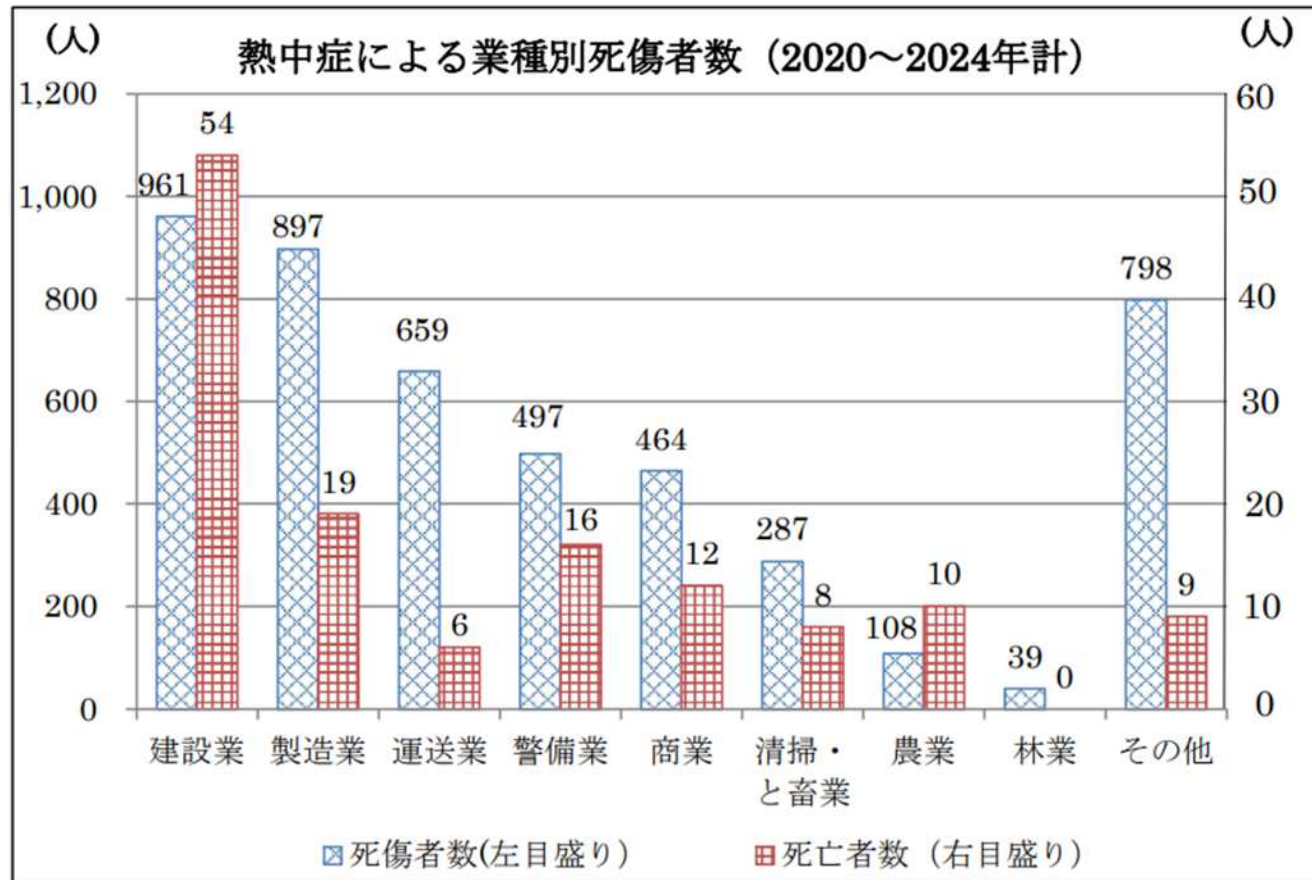
- 全体の8割以上が「**7 ~ 8月**」に発生（154/188件）
- 発生業種は、「**建設業**」、「**製造業**」、「**商業**」、「**運送業**」、「**警備業**」に集中（全体の約72%）
- 発生時間帯は「15時台」が最も多いが、**終業後に発症**したケースもあり

熱中症労働災害発生状況（全国）

職場における熱中症死傷者の推移（全国、H27～R6）



熱中症労働災害発生状況（全国）



熱中症労働災害発生状況（全国）

令和6年死亡災害（31件）の概要

男性28件、女性3件

発症時・緊急時の措置の確認・周知ができていなかった・・・20件

暑さ指数（WBGT）の把握未確認・・・24件

熱中症予防のための労働衛生教育実施未確認・・・14件

熱中症発症に影響を及ぼす疾病・所見（高血圧・糖尿病等）
を有することが明らかな事案・・・21件

改正労働安全衛生規則について

令和 7 年 4 月 15 日公布

令和 7 年 6 月 1 日施行

改正労働安全衛生規則について

第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコ却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他の熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

改正労働安全衛生規則について

熱中症を生ずるおそれのある作業

「WBGT（暑さ指数）28度以上又は気温31 以上の環境下で

連続1時間以上又は1日4時間を超える実施」が見込まれる作業



暑さ指数計（例）

若しくは「暑さ指数」で検索

（環境省・熱中症予防サイト）

測定器は（JIS G 8504 / JIS B 7922）に適合したものを準備しましょう。

改正労働安全衛生規則について

熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨の報告をさせる体制

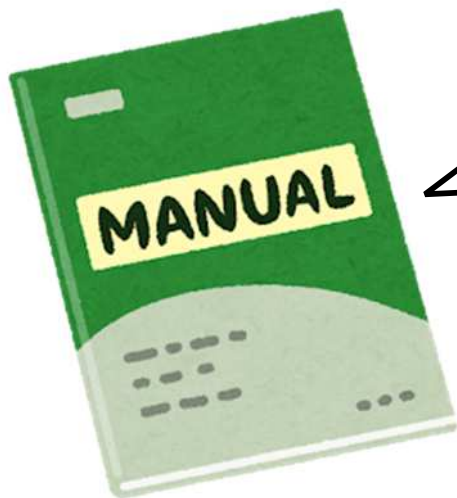


報告先担当者

- ・作業管理者
(事業主、職長等)
- ・衛生管理者
- ・安全衛生推進者
- ・熱中症予防管理者
研修修了者
- ・熱中症に対する十分な知識を有する者

改正労働安全衛生規則について

あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他の熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め・・・



(措置内容・手順例)

・熱中症疑者に対し、
作業場所から離れ、休憩室に移動させる
十分な会話ができない場合、水冷するとともに、報告先
担当者は救急搬送の手配を行う。
要請先...119、もしくは#7119
福岡 病院 092-XXX-XXXX
(福岡市 ● ● 区 ○ ○)
救急搬送までの間、熱中症疑者を一人きりにさせないこと
看視担当は職長を主担、サブリーダーを副担とする

#7119 (もしくは092-471-0099)
...福岡県救急医療情報センター

改正労働安全衛生規則について

当該作業に従事する者に対し、当該体制・措置内容・実施手順を周知

周知は掲示、記載書面交付でも可

周知先は労働者

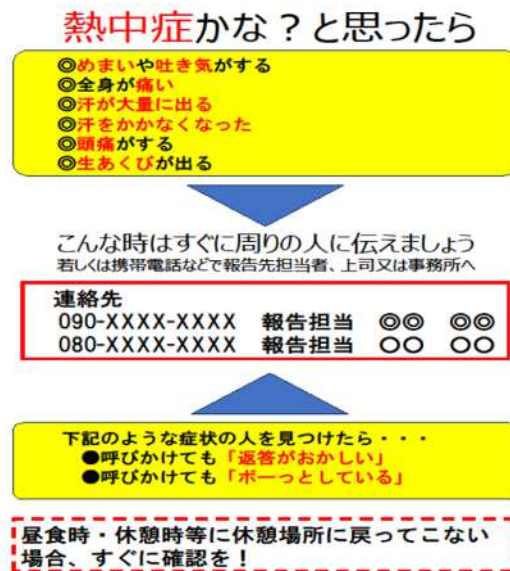
+ 直接委託先の作業者

（一人親方、委託先事業主等）



熱中症対策の周知例

・ 連絡体制周知例



・ 対策周知例



改正労働安全衛生規則について

熱中症の疑いのある作業者を積極的に把握するため・・・

職場巡視、バディ制（相方制、単独で作業を行わせない）の導入、
ウェアラブルデバイス（スマートウォッチ等）の活用
双方向での定期連絡

終業後に発症する可能性もあり。終礼時の体調確認を



改正労働安全衛生規則について

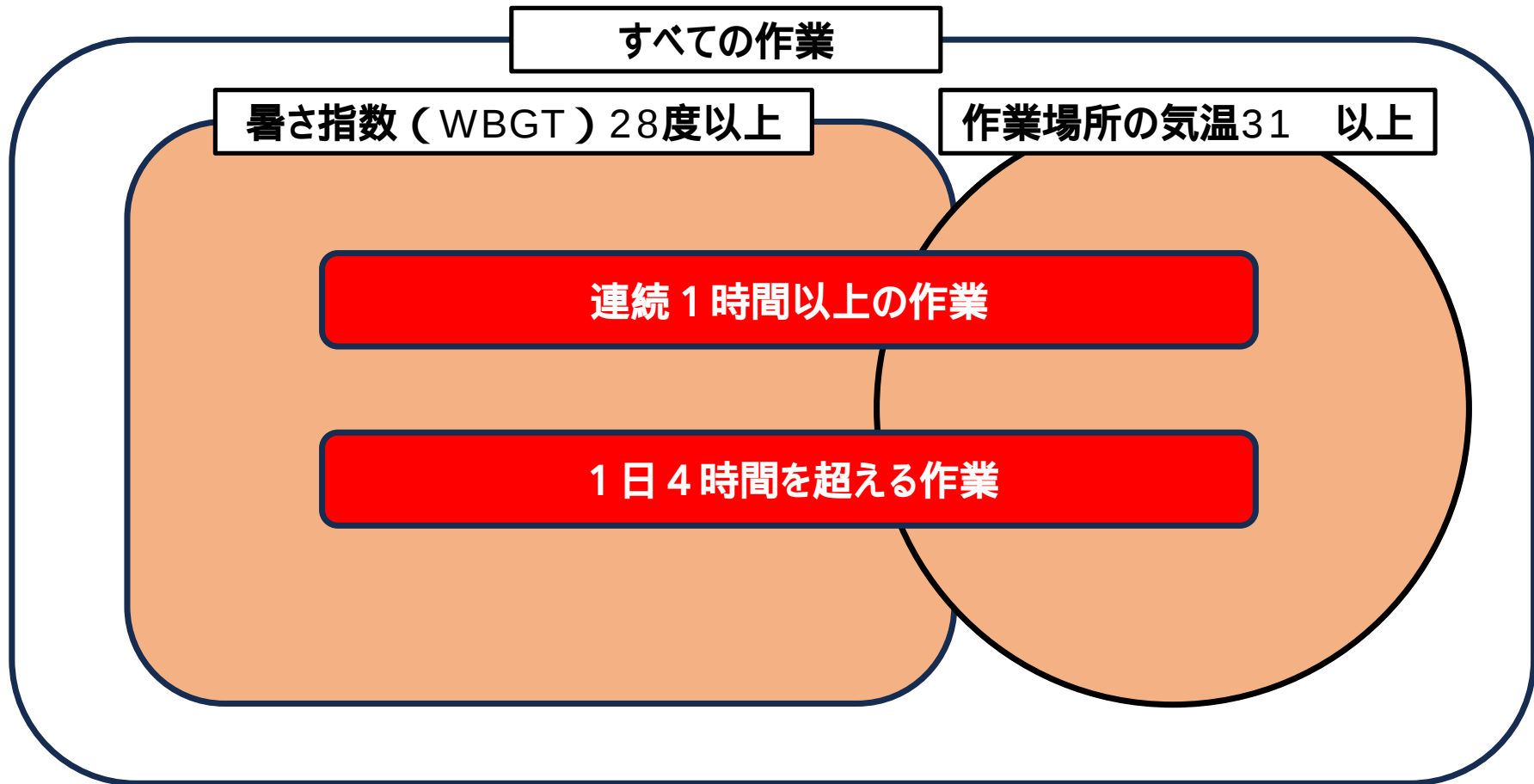
Q.実施すべき業種は？

業種・人員数を問わず、「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行う事業場

「WBGT（暑さ指数）28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超える実施」

が見込まれる作業

熱中症を生ずるおそれのある作業とは？



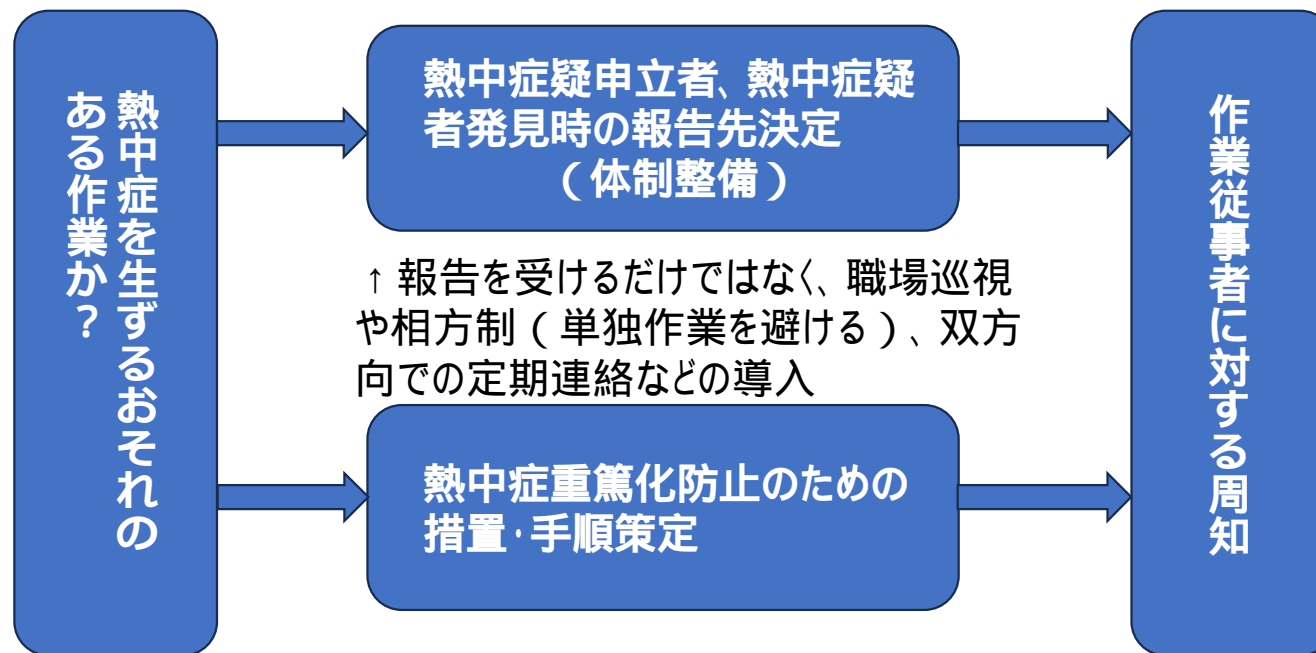
 …熱中症を生ずるおそれのある作業

改正労働安全衛生規則について

Q.労働安全衛生規則第612条の2、どこからが違反となるのか？

「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときに、
熱中症の自覚症状申立者又は熱中症疑者を発見した場合に
その旨を報告させる体制の整備
熱中症症状悪化を防止するために
必要な措置の内容、手順の策定
上記2項目の作業従事者に対する周知
を行っていなかったとき

まとめ（安衛則第612条の2）



多量の発汗を伴う作業場には塩及び飲料水の備え付けは従来から義務付けられています。
（安衛則§617）

↑ 事務所内作業等熱中症発症のおそれのないものは対象外

↑ 緊急連絡網、緊急搬送先の把握、救急車要請、もしくは#7119

↑ 周知は労働者に限らず、事業場から直接委託する一人親方等についても対象

第14次労働災害防止計画（福岡県）

- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年度までに増加させる。

参考...

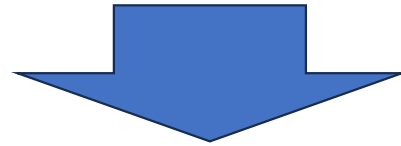
2023（R5）年福岡労働局実施の自主点検
（県下約10,000事業場）の結果、

暑さ指数を把握している事業場の割合 **45.5%**

まとめ・・・熱中症をおこさないために

労働安全衛生規則で定められている規定

ほぼ毎年のように、条文が追加される（○○○条の●●、など）



過去に発生した災害を基に、新たに規定を定める（追加される）

いわば、墓標条文

まとめ・・・熱中症をおこさないために

熱中症に関する規定が強化された背景

死亡災害の発生経緯、ほとんどが

初期症状の放置・対応の遅れ

発見が遅れたため、重篤化した状態で発見

熱中症発症（疑含む）も、適切な対応を講じず

まとめ・・・熱中症をおこさないために

労働安全衛生規則（安衛則）の改正はされていますが・・・

法律（労働安全衛生法、同法に基づく安衛則等省令の規定）は
事業者が守るべき**最低限度の基準**

しかし、法律を遵守していたとしても、災害が発生する場合があります
（＝災害すべてが労働安全衛生法違反を原因とするとは限らない）

まとめ・・・熱中症をおこさないために

暑熱場所での作業を始める前に・・・

休憩場所の整備

熱中症疑者発見時における報告先の決定・周知

搬送先医療機関の確認、搬送開始までの救命措置・手順の策定、周知

まとめ・・・熱中症をおこさないために

暑熱場所での作業では・・・

暑熱順化

暑さに慣らすため、初日は十分に休憩をとる等により

短めの所定労働時間～徐々に通常時間帯に

一人にしない（単独作業の防止）

ブレーキング（アイススラリー、細かい氷の粒を含んだフロースン状の飲料摂取）

定期的な水分・塩分の摂取

暑熱順化とプレクーリング

暑熱順化

- 暑熱順化とは、体が暑さになれることです。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れ、熱中症に強くなります。
- 気温が高くなる前の時期から余裕をもって暑熱順化のための活動を始め、暑さに備えましょう。

ストレッチやウォーキング
お風呂などで
少しずつ暑さに慣れよう



プレクーリング

- 体温が上がりすぎると、体温調節機能・心肺機能・中枢神経系の機能が悪くなり、熱中症になります。
- 農作業中の体温上昇を抑制する対策として**作業を始める直前に身体を冷やす**と効果があるといわれています。

冷たい飲み物や冷やしたタオルで
体温を低下させよう



厚生労働省「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」より

まとめ・・・熱中症をおこさないために

熱中症かな？と思ったら

すぐに作業から離れ、涼しい場所へ移動

必要に応じて身体の冷却

119？

#7119？？ 電話して救急隊の指示を仰ぎましょう

迅速な初期対応が命を救います

ご安全に！